

【2011 年 9 月 13 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 50 号 ■

仕事と家庭が両立できる職場環境整備に取り組む
事業主のための助成金のご案内

厚生労働省では、従業員が仕事と家庭を両立できるよう職場環境の整備に取り組む事業主のための助成金を今月から再編しました。ぜひ、ご活用ください。

○両立支援助成金

(1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

事業所内に従業員のための保育施設の設置、運営、増築、建て替えを行ったり、保育遊具を購入した事業主または事業主団体に、その費用の一部を支給します。

・設置、運営などの費用の3分の1～全額

(2) 子育て期短時間勤務支援助成金

小学校3年生までの子どもを養育する従業員が利用できる短時間勤務制度を、労働協約または就業規則に定め、従業員にこの制度を利用させた事業主に支給します。

・支給対象労働者1人当たり10万円～70万円

○中小企業両立支援助成金

(1) 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を元の職場などに復帰させた中小企業事業主（常時雇用する労働者が300人以下）に支給します。

・支給対象労働者1人当たり15万円

(2) 休業中能力アップコース

育児・介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、能力開発のための職場復帰プログラムを実施した中小企業事業主など（常時雇用す

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====